

専第10号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年5月24日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 20,500円

相手方		事由
氏名	住所	
		鹿児島市田上五丁目の住宅敷地における事故（物品損傷）